

## ○杉並区立図書館運営規則（昭和57年9月29日教委規則第21号）

東京都杉並区立図書館条例施行規則(昭和42年10月杉並区教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、杉並区立図書館条例(昭和57年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、杉並区立図書館(以下「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 図書館は、図書館資料及び視聴覚機材(以下「図書館資料等」という。)を区民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の活動に資する。

3 図書館は、区民の図書館資料等の利用に従い、知り得た個人的秘密の保護に留意しなければならない。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 図書館資料 図書等及び視聴覚資料をいう。

(2) 図書等 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、紙芝居、点字資料等をいう。

(3) 点字資料 点字刊行物、点字図書、障害者用録音テープその他点字関係資料をいう。

(4) 視聴覚資料 映画フィルム、レコード、カセットテープ及びコンパクトディスクをいう。

(5) 視聴覚機材 16ミリ映写機及びスクリーンをいう。

(委員会が必要と認める事業)

第3条 条例第2条第2号に規定する委員会が必要と認める事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 視聴覚機材の管理及び貸出し

(2) 視力障害者に対する図書等の朗読、録音等

(3) 地域・家庭文庫の支援

(4) その他必要な事業

(開館時間等)

第4条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(1) 平日 午前9時から午後8時まで。ただし、杉並区立永福図書館及び杉並区立今川図書館については、午前9時から午後9時まで

(2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」とい

う。) 午前9時から午後5時まで。ただし、杉並区立永福図書館については、午前9時から午後9時まで

(3) 12月29日及び12月30日 午前9時から午後5時まで

2 図書館内の各施設の利用時間は、別に定める。

(休館日)

第5条 休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

(1) 定例休館日 次の表の左欄に掲げる図書館についてそれぞれ同表右欄に掲げる日

図書館名	定例休館日
杉並区立中央図書館 杉並区立永福図書館 杉並区立宮前図書館 杉並区立成田図書館 杉並区立西荻図書館 杉並区立下井草図書館	毎月の第1木曜日及び第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日(土曜日及び日曜日を除く。)
杉並区立柿木図書館 杉並区立高円寺図書館 杉並区立阿佐谷図書館 杉並区立南荻窪図書館 杉並区立高井戸図書館 杉並区立方南図書館 杉並区立今川図書館	毎月の第1月曜日及び第3木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 年始 1月1日から同月4日まで

(3) 年末 12月31日

(4) 特別整理期間 年1回15日以内  
(利用登録)

第6条 図書館において図書館資料等の個人貸出し又は団体貸出しを受けようとするものは、利用登録をしなければならない。

2 個人貸出しの利用登録は、次に掲げる者について行うものとする。

(1) 杉並区内に住所を有する者

(2) 杉並区内の事務所又は事業所に勤務する者

(3) 杉並区内の学校に在学する者

(4) 杉並区に隣接する区又は市に住所を有する者

(5) 杉並区立中央図書館長(以下「中央図書館長」という。)が特に認める者

3 団体貸出しの利用登録は、杉並区内の官公署、学校、社会教育関係団体その他中央図書館長が認める団体について行うものとする。

4 中央図書館長は、利用登録したものに、杉並区立図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を交付する。

5 利用カードの交付を受けたものは、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

6 利用登録に関する手続きその他の事項については、別に定める。

(貸出し)

第7条 図書館資料等の貸出しは、利用カードを提示して行うものとする。

2 貸出しのできる図書館資料等の種別、数量及び期間は、個人貸出しの場合は、別表第1のとおりとし、団体貸出しの場合は、別表第2のとおりとする。

(貸出種別等の変更)

第8条 前条の規定にかかわらず、中央図書館長は、必要があると認めるときは、臨時に図書館資料等の貸出種別、数量並びに期間を変更することができる。

(図書館資料等の利用制限)

第9条 図書館資料等のうち、中央図書館長が別に定めるものについては、館内利用及び貸出しを制限することができる。

(利用の制限)

第10条 図書館の各館長(以下「各館長」という。)は、条例第4条第1号から第4号までの規定に該当する利用者について、図書館の利用を制限し、又は停止することができる。

2 条例第4条第4号に規定する委員会が特に必要と認めたとときは、利用者が図書館資料等の返還を怠り、又は督促しても返還しないときとする。

(受贈)

第11条 図書館は、図書館資料等の寄贈を受けることができる。

(指定管理者の指定方法等)

第12条 条例第11条第1項に規定する規則で定める方法は、特別の事情があると委員会が認める場合を除き、公募による方法とする。

2 条例第11条第2項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款その他これに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 図書館の管理の業務の実績を記載した書類
- (5) 収支予算書、収支決算書その他の経営状況に関する書類
- (6) 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第13条 条例第11条第3項第4号の委員会規則で定める基準とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第4条に規定する専門的職員及び図書館の運営に相当の知識と経験を持つ者を十分に確保できること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理を行うために杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長が定める基準

(事業報告書)

第14条 条例第13条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第10条に規定する管理の業務の実施状況
- (2) 管理する図書館の利用状況
- (3) 管理の業務に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(指定管理者に関する準用規定)

第15条 第10条の規定は、条例第10条の規定により同条各号に規定する業務を指定管理者が行う場合に準用する。この場合において、第10条中「図書館の各館長(以下「各館長」という。)」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日教委規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

図書館資料種別		貸出数量	貸出期間
図書等	図書	1人につき合計15冊(組)以内	15日以内。ただし、中央図書館長が必要と認める場合は、22日以内
	紙芝居		
	点字図書 障害者用録音テープ	中央図書館長がその都度定める。	中央図書館長がその都度定める。
視聴覚資料	レコード	1人につき合計4枚(巻)以内	15日以内。ただし、中央図書館長が必要と認める場合は、22日以内
	カセットテープ コンパクトディスク		

別表第2(第7条関係)

図書館資料及び視聴覚機材種別		貸出数量	貸出期間
図書等	図書	図書と紙芝居とで1団体につき100冊(組)以内	2箇月以内
	紙芝居		
	点字図書 障害者用録音テープ	中央図書館長がその都度定める。	中央図書館長がその都度定める。
視聴覚資料	映画フィルム	1団体につき5巻(本)以内	5日以内
視聴覚機材	16ミリ映写機 スクリーン	中央図書館長がその都度定める。	5日以内